

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	金商業等府令
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）	投信法施行規則
投資信託財産の計算に関する規則（平成 12 年府令第 133 号）	投信財産計算規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>投信財産計算規則第 55 条の 6 の改正案の「有価証券の私募により行われるものを除く」との記載について、貸借対照表などは、既に勧誘が行われている場合に作成されるものなので、投信法施行規則第 271 条第 2 項や金商業等府令第 130 条第 2 項のように、「私募により行われているもの」という表現の方が適切ではないか。</p> <p>また、投信財産計算規則は、主として運用報告書にかかる規則と認識していたが、運用報告書の交付に関連して設けられた投信法上の公募、適格機関投資家私募等、一般投資家私募等という概念ではなく金商法の私募概念で今回区別を設けられた点について、趣旨や意図などはあるのか。</p>	<p>その性質として、受益証券又は投資証券の取得の申込みの勧誘が、「私募により行われるもの」を除く観点から、原案の通りとさせていただきます。</p> <p>ご指摘の投信法上の公募と私募の類型（投信法第 2 条第 8 項から第 10 項）は、同条第 7 項に規定される「受益証券」に関する規定であるところ、金商法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集は受益証券及び投資証券を含むことから、金商法上の私募を引用することとしております。</p>
2	<p>投信財産計算規則の改正案で新設される注記では、私募の投資信託が対象外とされているが、その趣旨について確認したい。</p>	<p>今般の改正は、投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において、その計算方法等の違いによって差異が生じる場合に、その理由等を周知するとともに、基準価額の妥当性を確保するものです。これは、広く一般投資家に対して勧誘が行われる場合の投資家保護を目的としたものであり、私募のように、情報収集力・分析力のあるプロ投資家を対象とした場合や相対で情報提供を受けることができると考えられる場合は除いています。</p>